

2025年度 学生団体補助金枠(サークル補助金)の決定について

2025年度の補助金「枠」を別紙の通り決定しました。各団体は2025年度4月以降に実際に要した費用について、決定した「枠」の範囲で補助金の支払申請をすることができます。補助金に関する諸手続きは以下の通りお願いします。

1. 補助金枠に関する申し立て

(1) 申し立て

発表された補助金枠に申し立てがある場合は、各キャンパスの学生生活課に申し出てください。

(2) 申し立て期間

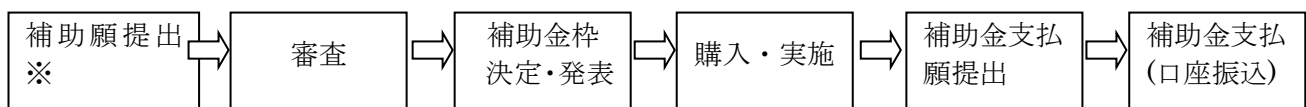
6月4日(水)～6月10日(火)

(3) 再審査および発表(予定)

審査日: 6月13日(金) 発表日: 6月18日(水)

2. 補助金受領手続

<補助金支払までのスケジュール>



※「学外施設利用」は施設利用後に審査→補助金支払となります。

(1) 活動規模による補助金

① 支払願提出にあたっての注意事項

- ・2025年4月1日以降に支出した経費について、領収書添付のうえ「2025年度学生団体補助金支払願(活動規模による補助金用)」を学生生活課に提出してください。
- ・支払願は費目(印刷代、消耗品代、運搬費等)ごとに金額をまとめて記入してください。物品1点1点を記入する必要はありません。
- ・領収書は上記に合わせて費目ごとに整理のうえ、別紙 領収書貼付台紙もしくは任意のA4サイズの用紙に日付や金額が見えるように日付順に貼付して提出してください。
※複数の領収書を重ねて貼らないでください。
- ・補助金受領のための「口座届」未提出の団体、および口座を変更した団体は「口座届」を提出してください。

② 支払願受付期間

第1回: 7月1日～7月25日 第2回: 11月1日～11月25日 第3回: 2月1日～2月25日

※上記期間のうち、窓口開室時間に受け付けます。

③ 補助金振込

上記受付期間に受理した支払願は逐次処理をし、概ね翌月末までに指定の口座に振り込みます。

(2) 活動実態に基づく補助金

① 補助願(計画)の申請について

★既に審査が済んでいるもの

「高額機器購入(4～9月支出分)」「技術系特別」「外部指導者招聘」「外部団体登録料」「環境対策」

★事前審査の必要がないもの

「学外施設利用」

★これから審査を受ける必要があるもの

i) 「高額機器購入(10～2月支出分)」

計画書(補助願)提出: 7月25日(金) 17時まで【厳守】

審査日: 9月5日 予定

ii) 「海外交流・遠征」「成果発表」

計画書(補助願)提出: 遠征および企画の1ヶ月前まで(随時受付)

審査日: 直近の学生センター会議

iii) 「国内公式大会遠征」「機材修理費」「スポーツ安全保険等賠償責任保険」

計画書(補助願)提出: 事由が発生した時点(随時受付)

審査日: 直近の学生センター会議

②支払願提出にあたっての注意事項

- ・補助願に記載された「高額機器購入」「学外施設利用」「技術系特別」「外部指導者招聘」「外部団体登録料」「環境対策」「機材修理費」「スポーツ安全保険等賠償責任保険」に関して、2025 年 4 月 1 日以降に支出した経費の領収書を添付のうえ「2025 年度学生団体補助金支払願（活動実態に基づく補助金用）」を学生生活課に提出してください。
- ・「海外交流・遠征」「国内公式大会遠征」「成果発表」「スポーツ安全保険」については、専用の補助金支払願に領収書を添付の上、学生生活課に提出してください。
- ・支払願は区分ごと 1 部作成してください。区分ごとに複数物品・複数回の施設利用をまとめて申請することは可能です。
- ・領収書は支払日順に整理して、別紙（任意の用紙 A4 サイズ）に日付や金額が見えるように貼付して提出してください。

③支払願受付期間

2025 年 7 月 1 日～2026 年 2 月 25 日

「技術系特別」「外部指導者招聘」「外部団体登録料」「環境対策」「スポーツ安全保険等賠償責任保険」各審査日～2026 年 2 月 25 日

「成果発表」「海外交流・遠征」「国内公式大会遠征」「機材修理費」

2026 年 2 月 1 日～2 月 25 日

「高額機器購入」「学外施設利用」

※上記期間のうち、窓口開室時間に受け付けます。

④補助金振込

受理した支払願は逐次処理をし、概ね翌月末までに指定の口座に振り込みます。

3. その他の注意事項

(1) 成果発表について

学生団体が行う企画に対する経費について、本補助金制度（成果発表補助）とは別に、後援会からの援助金をベースにした「学生団体が行う正課外の企画に対する経費補助」があります（同一企画について他の制度により補助を受けている場合には対象となりません）。この制度の補助率は 60%、上限額年間合計は 20 万円です。また、学生団体への補助金対象になっていない団体も対象となります。ただし、「学生団体が行う正課外の企画に対する経費補助の基準（規定第 967 号）」の第 7 条に「本制度は予算措置額を上限とする。」と定められています。今後、予算超過の際は、上記の対応をとることがありますので、ご了承ください。

(2) 領収書の取り扱い

補助金受領の手続には、サークル名と取引内容が記載された領収書（本書）を提出してください。銀行振込・自動引落・代引き等による支払の場合には、振込控（通帳の写し）とともに「請求書（本書）」も提出してください。2025 年度の補助金受領のため領収書を提出した案件についても、次年度の補助金枠算定のために決算書（2025 年度）に記載する必要があります。申請内容はメモやコピーを保管するなどして、あらかじめ決算書作成に備えておいてください。

(3) 学生団体補助金（サークル補助金）大学予算を超過した場合の対応について

「学生が自主的に行う課外活動に対する補助金支給規程」第 5 条に「本補助金は大学が定める予算の範囲で支給することとし、補助金の申請に対して減額する場合がある。」と定められていることから、学生団体に支給される補助金申請額が大学予算を上回る場合、下記の対応をとることとします。

①活動規模による補助金について

年度当初の計算の結果、各団体の活動規模の補助金枠の合計が大学予算を超過する場合、各団体の補助金枠を一定の「調整係数」により再計算し、大学予算内に収まるように各団体の補助金枠を調整します。
⇒2025 年度は予算内だったため、調整していません。

②活動実態に基づく補助金について

- ・補助金申請額（全体）が年度末の段階で予算を超過する場合は、年度末に「高額機器購入補助」「学外施設利用補助」の補助金枠を調整します（他の補助金については年度末調整を行いません）。

以上